

平成 29 年 9 月 5 日

福祉用具貸与事業者 各位

パラマウントベッド株式会社

老高発 0825 第 1 号「福祉用具貸与価格の全国的な状況の把握について（通知）」について

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 29 年 8 月 25 日付で厚生労働省から発出されました老高発 0825 第 1 号「福祉用具貸与価格の全国的な状況の把握について（通知）」（以下「厚労省通知」といいます）につきまして、その概要及び弊社の対応とお願いを下記のとおりご案内いたします。

ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

## 記

### 1. 厚労省通知の概要

現在、介護給付費の請求にあたっては、介護給付費明細書に TAIS コード、JAN コード又はローマ字で商品コード等の記載が必要となっておりますが、今後は、JAN コード及びローマ字については、新たに設定されるコード（福祉用具届出コード）の記載が必要になります。これにより、TAIS コードを有していない商品について、介護給付費の請求をする際は、福祉用具製造事業者又は輸入事業者が平成 29 年 9 月 30 日までに TAIS コード又は福祉用具届出コードのいずれかを取得する必要があるため、また、福祉用具貸与事業者においては、平成 29 年 10 月の貸与分（11 月の介護給付費請求分）から、介護給付費明細書に TAIS コード又は福祉用具届出コードのいずれかを記載する必要があります。

なお、平成 29 年 10 月の貸与分（11 月の介護給付費請求分）から、TAIS コード又は福祉用具届出コードの記載がない介護給付費の請求については、各国民健康保険団体連合会の審査において返戻することとなります。

厚労省通知の詳細につきましては、厚生労働省発出の文書を、福祉用具届出コードにつきましては、公益財団法人テクノエイド協会のホームページを、それぞれご参照くださいますようお願い申し上げます。

#### ●厚労省通知

<http://www.roken.or.jp/wp/wp-content/uploads/2017/08/vol.602.pdf#search=%27%E8%80%81%E9%AB%98%E7%99%BA0825%E7%AC%AC1%E5%8F%B7%27>

#### ●テクノエイド協会ホームページ

<http://www.techno-aids.or.jp/visible/index.shtml>

## 2. 弊社の対応とお願い

厚労省通知を受け、弊社では、次のとおり対応を予定しておりますので、ご確認・ご対応くださいますようお願い申し上げます。

- ① 弊社の取扱製品のうち、平成 29 年 8 月 31 日時点で TAIS コードを取得している製品のリストにつきましては、添付「8 月 31 日付 TAIS コード一覧」に掲載しております。当該リストに記載されている製品につきましては、TAIS コードを用いて介護給付費の請求を行ってくださいますようお願い申し上げます。
- ② ①のリストに記載がない製品であっても、添付「現在 TAIS を削除している用具のうち、平成 29 年 6 月利用分における介護給付費の請求実績がある用具」に掲載された製品につきましては、本年度に限り届出が不要となります。該当する製品につきましては、当該リストに記載の TAIS コードを用いて介護給付費の請求を行ってくださいますようお願い申し上げます。
- ③ ①②のリストに掲載されていない製品のうち、介護給付費の請求実績がある製品につきましては、福祉用具届出コードの取得手続きをすることができます。弊社では、9 月 20 日までに福祉用具貸与事業者様から申入れをいただいた場合、福祉用具届出コードの取得手続きをいたしますので、①②のリストに掲載されていない製品の介護給付費の請求をする必要がある福祉用具貸与事業者様におかれましては、下記の手順で弊社までご連絡をくださいますようお願い申し上げます。なお、弊社が既に生産を終了している製品につきましては、9 月 20 日以降にご要望をいただいた場合、TAIS コード又は福祉用具届出コードを取得する予定はございませんので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。また、9 月 20 日までに必要書類が揃わない場合、福祉用具届出コードの取得手続きの作業が間に合わない可能性がございます。福祉用具届出コードの取得手続きをご希望される場合は、くれぐれも 9 月 20 日までに必要書類を送信くださいますようお願い申し上げます。

### ●手順

- (1) 添付「福祉用具届出システム必要事項」に必要事項をご記入ください。
- (2) 介護給付費の請求実績を証明する書類（介護給付費請求にて国保連に届け出ている「介護給付費請求・明細書 様式第二 居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書」）等をご準備ください。

※被保険者に関する部分は個人情報です。黒く塗りつぶすなどの対応をお願い申し上げます。

以上